

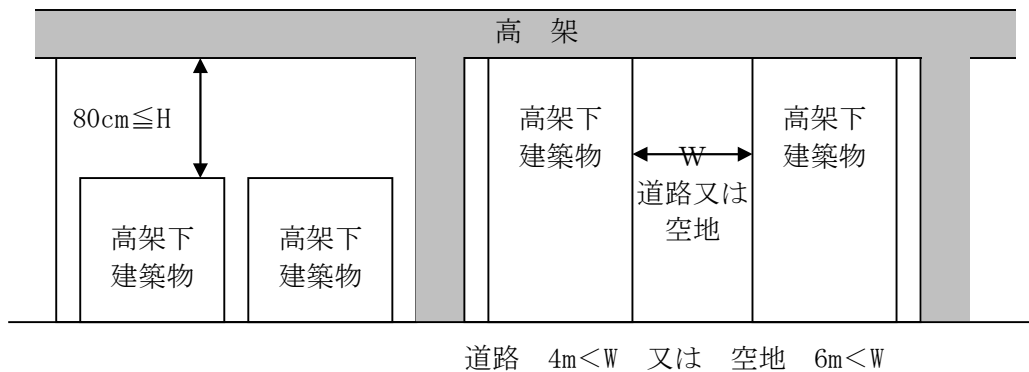
第2 高架下の建築物の取扱い

鉄道等を使用される高架下に店舗、事務所、倉庫その他これらに類する施設を設けた場合(以下「高架下建築物」という。)の取扱いは、原則として次により指導すること。

1 防火対象物の単位

次のいずれかに該当する場合は、それぞれ別の防火対象物として取り扱う。

- (1) 高架下建築物の相互間が6mを超えていること。ただし、道路に使用されている場合は、4mを超えることとすることができる。
- (2) 高架と高架下建築物の屋根(屋根のない場合は、天井)とは、外気が有効に流通するよう、80cm以上の距離が確保されていること。



2 消防用設備の単位

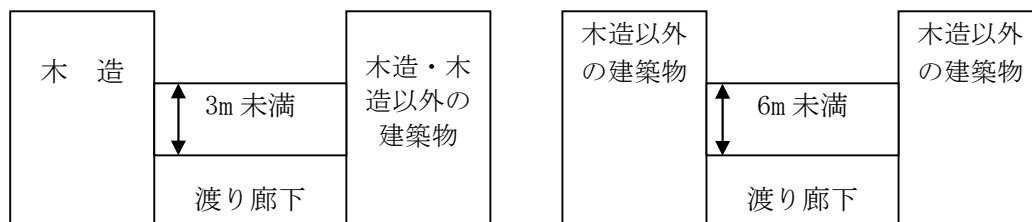
- (1) 高架下建築物が開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されているときは、その区画された部分は、それぞれ別の防火対象物とみなす。
- (2) 高架下建築物の渡り廊下が、次の各号に掲げる基準により接続(道路法に基づく附属設備は除く。)する場合は、それぞれ別の防火対象物とみなす。

ア 渡り廊下が通行、運搬の用のみに供し、可燃物の存置、その他通行上支障がない状態であること。

イ 渡り廊下の幅員

(イ) 接続される一方又は双方の建築物の主要構造部が木造の場合 3m未満であること。

(イ) 接続される双方の建築物の主要構造部が木造以外の場合 6m未満であること。



ウ 高架下建築物相互の外壁間の距離

接続される建築物双方の外壁間の距離は、1階にあつては6m(2階以上の階にあつては10m)を超えること。

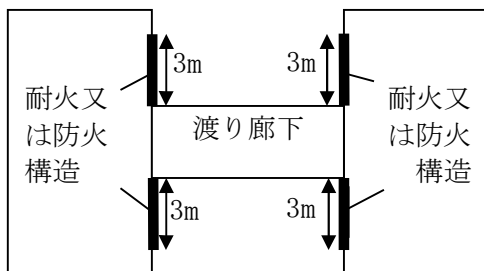
ただし、次の(7)、(i)に適合する場合は、この限りでない。

(7) 接続される建築物の外壁及び屋根(渡り廊下の接続部分からそれぞれ3m以内の距離にある部分に限る。)については、a又はbによること。(例図参照)

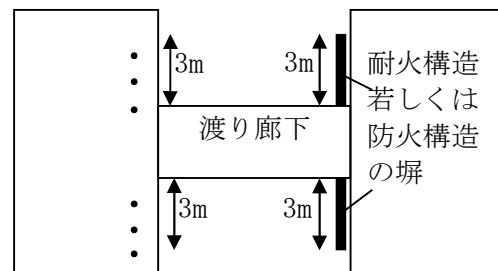
a 耐火構造又は防火構造であること。

b 耐火構造若しくは防火構造の塀又はスプリンクラー設備若しくはドレンチャー設備で延焼防止上有効に保護されていること。

・印は、スプリンクラー設備 又はドレンチャー設備

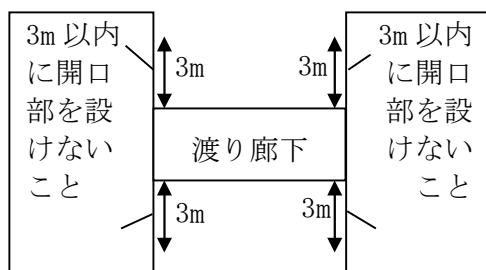


a の例図



b の例図

(i) (7)の外壁及び屋根(接続部分からそれぞれ3m以内の距離にある部分に限る。)には開口部を有しないこと。ただし、面積4㎡以内の開口部で防火設備の防火戸を設ける場合はこの限りでない。



開口部を有する場合

- ・ 開口部の合計が4㎡以内(相互の合計)
- ・ 防火設備の防火戸

エ 渡り廊下については吹き抜け等の開放式であること。